

# 定期利用保育のご案内【私立認可保育園】

- 定期利用保育は、実施園の自主的な事業であるため、**利用条件や入園の決定方法が通常の保育と異なります**。また、**申込の期間・場所等が定められています**ので、以下の事項をよくご覧のうえお申込みくださるようお願いいたします（利用を希望されない場合は、手続き等は不要です）。

## 定期利用保育の概要

\*定期利用保育は、保育園の入園児童数等の状況に応じて施設の使い方を工夫し、臨時に児童を受入れるものです。  
\*児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び定期利用保育事業補助要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

- 1 実施する保育園と受入児童数(空き状況については4ページ「■空き情報の公開について」をご覧ください)**  
次の私立認可保育園で実施します（私立認可保育園の運営事業者が事業の実施主体となります）。

|    | 実施保育園         | 所在地         | 問い合わせ先       | 定員数※ |    |    | 運営事業者         |
|----|---------------|-------------|--------------|------|----|----|---------------|
|    |               |             |              | 1歳   | 2歳 | 3歳 |               |
| 1  | 池尻かもめ保育園      | 池尻 2-5-8    | 03-5433-1311 | 1    | 1  | 1  | (福)杉の子保育会     |
| 2  | 野沢そらの木保育園     | 野沢 2-9-14   | 03-6413-8595 | -    | 3  | -  | (福)相愛会        |
| 3  | 梅丘至誠保育園       | 松原 6-6-9    | 03-6413-9171 | -    | -  | 1  | (福)至誠学舎立川     |
| 4  | おおわだ保育園世田谷豪徳寺 | 赤堤 2-15-14  | 03-6265-7556 | -    | -  | 1  | (福)友愛福祉会      |
| 5  | 下北沢そらいろ保育園    | 代田 5-31-20  | 03-5432-9760 | -    | -  | 2  | (福)幌北学園       |
| 6  | あそびの森ゆう       | 梅丘 1-31-36  | 03-6413-1222 | 2    | 2  | -  | (福)若竹会        |
| 7  | みこと保育園        | 代沢 2-42-9   | 03-6450-9515 | 2    | 1  | -  | (福)和順福祉会      |
| 8  | 用賀なのはな保育園深沢分園 | 新町 1-3-31   | 03-5426-4100 | 3    | -  | -  | (福)世田谷共育舎     |
| 9  | ニチイキッズ深沢坂上保育園 | 深沢 5-23-15  | 03-5758-1088 | 1    | -  | -  | (株)ニチイ学館      |
| 10 | 東玉川善隣保育園      | 東玉川 2-35-16 | 03-6425-7276 | -    | -  | 2  | (福)善隣福祉会      |
| 11 | 大蔵ふたば保育園      | 大蔵 3-1-20   | 03-3415-1298 | -    | 1  | -  | (福)けやき福祉会     |
| 12 | 成育しせい保育園      | 大蔵 2-10-18  | 03-5727-2252 | -    | -  | 1  | (福)至誠学舎立川     |
| 13 | YMCA保育園ねがい    | 船橋 6-26-5   | 03-5317-9105 | 1    | -  | -  | (財)東京YMCA     |
| 14 | せたがや小鳥の森保育園   | 北鳥山 8-9-13  | 03-5315-5041 | 1    | -  | -  | (福)みたか小鳥の森福祉会 |
| 15 | 烏山翼保育園        | 北鳥山 1-28-3  | 03-3307-5551 | 1    | 3  | 1  | (福)厚生館福祉会     |
| 16 | 上北沢こぐま保育園     | 上北沢 1-32-10 | 03-5357-8531 | -    | 1  | 1  | (福)多摩福祉会      |
| 17 | いずみの園保育園      | 上北沢 4-19-2  | 03-5316-6605 | -    | -  | 1  | (福)雲柱社        |
| 18 | 芦花ゆりかご保育園     | 粕谷 3-19-1   | 03-3309-7006 | -    | -  | 2  | (福)幌北学園       |
| 19 | 芦花の丘かたるば保育園   | 粕谷 1-20-1   | 03-6379-9963 | 1    | -  | -  | (福)世田谷共育舎     |
| 20 | ラフ・クルー烏山保育園   | 南鳥山 6-37-4  | 03-6909-0440 | 1    | -  | -  | (株)コミュニティハウス  |
| 21 | ラフ・クルー烏山保育園分園 | 南鳥山 6-38-9  | 03-6279-6106 | 1    | 1  | -  | (株)コミュニティハウス  |

### ※定員数について

- 「1歳」は令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日生まれの児童  
「2歳」は令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日生まれの児童  
「3歳」は令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日生まれの児童
- 申込みの状況等により、受入児童数の年齢別内訳は変更となる場合があります。

### 2 利用対象者（利用のお申込みができる方） 次の(1)～(3)の要件を全て満たす方が利用できます。

- 世田谷区在住で、集団保育が可能な児童であること（区外へ転出した場合は、転出した日の属する月の末日をもって退園していただきます）
- 保護者が利用開始月に就労しており、**保護者共に就労を理由として6ヶ月以上継続して**当該児童を保育することができない場合であること（育児休業取得中の方は、利用開始月の月末までに復職していること。また、今後、育児休業を取得する場合は、退園していただきます。）
- 施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が待機となった児童であること**  
【注意】利用開始後に施設型給付対象施設または地域型保育事業への入園が内定した場合、入園月の前月末日をもって定期利用保育の利用は終了となります。**内定を辞退した場合も引き続いての利用はできません。**

### 3 利用できる期間

利用できる期間は**令和9年（2027年）3月31日まで**となります。  
（令和9年（2027年）3月31日で終了し、**利用の更新はありません**）※3ページ「利用方法等」もご覧ください。

### 4 食事

食事は保育園で用意します。アレルギーの対応が必要なお子さんは、代替食または除去食を用意します（アレルギー対応が必要な場合は、診断書等の提出をお願いする場合があります）。

### 5 保育日

保育園の開園日【祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く月～土曜日】

### 6 利用可能な時間

午前7時15分から午後6時15分まで

### 7 利用料

**令和7年（2025年）9月より、利用料（保育料および給食費）は区が負担するため、支払う必要はありません**（利用料には原則として食材料費・おやつ代等の保育に必要な費用が含まれますが、おむつ代・延長保育料（補食代含む）等は含まれません）。

### 8 保育時間

1日の保育時間は、**保護者の通勤時間等の事情を考慮して、開所時間の範囲内で決められます**（詳しくは利用内定した保育園にご相談ください）

| 利用区分                        |
|-----------------------------|
| 短時間利用（利用時間が4時間以内の場合）        |
| 基本利用（利用時間が4時間を超え8時間以内の場合）   |
| 長時間利用（利用時間が8時間を超え11時間以内の場合） |

### 9 他の保育との同時利用

保育室・保育ママ・認証保育所・一時保育との**同時利用はできません**。

**裏面にも記載があります**

## 利用方法等

### 1 必要書類・申込方法

- (1) 入園待機通知書に申込書及び利用のご案内を同封します。案内に従って申込書に必要事項をご記入の上、**表面1の実施保育園へ直接ご持参ください。（郵送不可）**  
※申込書は原則年1回のみ発行となり、令和9年（2027年）3月31日まで有効です。
- (2) **お申込みは児童1名につき1園に限ります。**（複数園へ申し込まれた場合は、いずれの申込みも無効となります）  
※申込み園を**変更する場合は**、申込書を提出している保育園から**申込書を返却してもらい**、申込みし直してください。

### 2 受付期間・受付時間

令和8年（2026年）4月1日（水）～原則として**利用開始希望月の前月20日まで**（土曜日・閉園日を除く）。  
午前9時～午後5時（すべての園で共通）

### 3 面談・健康診断

- (1) 利用内定となった方は、園の指定する時期までに必ず保護者・児童の面談をしていただきます（利用条件の確認のほか、集団保育が可能であることなどを面談で確認させていただきます）。
- (2) 面談の日時は、園から内定連絡の際にお知らせいたします。また、併せて「児童票」の記入や健康診断の受診（必要に応じてアレルギー診断書等の提出）をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

### 4 利用者の決定

利用は**申込み順**となります。空きがない場合は申込み順にキャンセル待ちとなります。

#### ■利用条件の詳細について

- \* 定期利用保育の利用にあたっては、保育園の運営事業者と利用契約を締結していただきます。
- \* 利用条件は各事業者が定めています。利用内定時の面談の際に、利用条件の詳細について十分に事業者（保育園）とお話し合いいただき、内容をよくご理解いただいたうえでご契約ください。
- \* 1・2ページに記載するほか、「保育時間と利用区分」「利用料」「契約の解除」「利用区分の変更」等に関する主な条件は、原則として次のとおりとなりますので、あらかじめご了承のうえお申込みください。

### 1 保育時間と利用区分

- (1) 1日の保育時間は、契約した利用区分に定める利用時間の範囲内となります。
- (2) 契約した利用時間を超えて保育を必要とする場合は、新たな利用契約（以下、「変更契約」といいます。）を事業者と締結していただきます。

### 2 利用料

- (1) 利用料（保育料および給食費）を除き、特別に費用が発生したときは、実費相当分の費用を請求する場合があります。

### 3 契約の解除

- (1) 契約を解除する場合は、利用の最終日の属する月の25日までに事業者へ書面にて申し出させていただきます。
- (2) 1ページの「2 利用対象者」の要件を満たさなくなったときは契約解除となります。

### 4 利用区分の変更

- (1) 保育時間を変更する場合は、変更する日の属する月の前月25日（以下、「変更契約期限」といいます。）までに、事業者と変更契約を締結していただきます。
- (2) (1)に関わらず、変更契約期限を超過した後、保育時間を超えて保育を必要とする場合においては、保育時間を超えて保育を必要とする日を契約日として事業者と変更契約を締結していただきます。

### 5 その他

- (1) 保育中に連絡が取れない、開所時間内にお子さんを引き取りに来ないなどの場合は、利用をお断りする場合があります。
- (2) 契約の締結後、勤務先を退職した場合には、速やかに園にお知らせください。月の初日から末日まで1ヶ月以上就労しない場合には契約解除となります。
- (3) その他、利用条件が履行されない場合は、利用をお断りする場合があります。

- 令和8年（2026年）5月以降に**実施園・定員数の変更、新規で実施する園**があった場合について  
定員・受付期間等詳細が決定次第、区のホームページ等でご案内いたします。

ホームページ検索  
欄から見る

/ ページIDから探す

1543

検索

旧ページID (ページ番号) から探す

※令和6年9月1日以前の区刊行物等に掲載されているページ番号

検索

二次元コード  
から見る



- 空き情報**の公開について

定期利用保育の空き情報は、4月以降の**毎月中旬**に区のホームページに掲載します。

ホームページ検索  
欄から見る

/ ページIDから探す

1544

検索

旧ページID (ページ番号) から探す

※令和6年9月1日以前の区刊行物等に掲載されているページ番号

検索

二次元コード  
から見る



- キャンセル待ち**について

定員に空きができた場合は、キャンセル待ちの順番により利用をご案内します。

- 制度**についてのお問い合わせ

世田谷区子ども・若者部保育課 保育育成支援担当

電話: 03-5432-2320

※**保育の内容**については、**各実施保育園**の「問い合わせ先」までお問い合わせください